

令和5年度第2回米子市農業委員会総会議事録

招集年月日	令和5年5月10日(水)
招集場所	米子市役所401会議室
開 会	午後1時30分
出席農業委員	1番 生田誠二委員 2番 泉新一委員 3番 井田時夫委員 4番 岩佐清志委員 5番 大太勇三委員 6番 大縄敬次委員 7番 公本英夫委員 8番 小西淳一委員 9番 角力委員 11番 高橋敦美委員 12番 竹中誠一委員 13番 田子博康委員 14番 田中豊委員 15番 田邊雄一委員 17番 中本公平委員 18番 船越真委員
欠席農業委員	10番 関本五郎委員 16番 富田行博委員
出席推進委員	廣東宣明委員 影嶋六郎委員 佐々木知俊委員 大田正夫委員 三島通政委員 小林秀美委員 大塚清徳委員 足立康雄委員 西村茂春委員 松本裕三委員 本池実委員 米澤美憲委員 池口稔委員 長澤誠委員
事務局	日浦事務局長 古橋事務局長補佐 妹尾係長 石田主任、馬野主事
傍聴人	無し
日 程	1 会長あいさつ 2 議事録署名委員の指名 3 議事 (1) 農地法各条申請審議等 ア 第1号 農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について イ 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について ウ 第3号 米子市農用地利用集積計画の決定について エ 第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農用地利用集積 等促進計画に係る意見照会に対する回答について

4 報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- (3) 農地法第18条第6項の規程による通知書の受理について
- (4) 非農地現況証明について
- (5) 農地等の現況に係る照会に対する調査結果について
- (6) 農地転用現況確認書の交付について
- (7) 公共工事の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書の受理について
- (8) その他

議事開始 午後1時30分

議長（田邊会長）

第2回農業委員会総会を開きます。

議事録署名委員について、慣例により議長が指名したいと思いますよろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

それでは、議席番号14番の田中委員と議席番号17番の中本委員にお願いしたいと思います。本日の欠席は、関本委員、富田委員です。審議に入る前に、議案訂正、追加議案、取り下げがあれば、事務局から説明してください。

事務局（日浦事務局長）

議案の追加等は、ありません。

議長（田邊会長）

それでは審議に入ります。3ページ、議案第1号をお願いします。

農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可について、下記申請について、農地法第3条第1項の規定により許可したいので議決を求めます。

それでは、4ページ、番号2の上福原から番号4の富益町について一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

3条許可案件について説明いたします。場所について画面に表示いたしますのでスクリーンをご覧ください

番号2番、上福原の議案について説明いたします。米子消防署皆生出張所近くにありす畑1筆79平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

番号3番、和田町の議案について説明いたします。服島運輸近くにありす畑1筆337平方メートルの農地をこの度合意され親族間で贈与されるものです。

番号4番、富益町の議案について説明いたします。富益の整備地近くにありす畑1筆77平方メートルの農地をこの度合意され売買されるものです。

3条許可案件は以上3件となります。詳細は議案および3条別紙のとおりです。農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。提出書類に不備はありませんでしたので、ご審議よろしくお願いたします

議長（田邊会長）

番号2の上福原について、担当委員さんから補足があればお願いします。

船越農業委員

2番の議案について、補足の説明をします。本申請にあたりまして、4月22日に船越農業委員、影嶋推進委員と現地確認を行いました。申請地は先ほど説明がありましたように、米子市上福原地内の県道206号皆生車尾線の消防皆生出張所の東側に位置する畑です。譲渡人が所有しておられるものを譲受人が自己所有の農地に隣接する当該農地を購入しようとするものでございます。譲受人は、現在皆生、上福原地内で専業農家として水稻、野菜、そして花などを幅広く栽培されております。農機具等の保有状況から見ても、問題は無いと判断しました。農地法第3条第2項各号には該当せず、許可する事に問題は無いというふうに思いますが、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

番号3の和田町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

井田農業委員

番号3番について説明したいと思います。これは昔から親戚関係で、何十年も前から譲ってあげるという事で、それが今回申請をされた。定年退職をされて野菜物を作ろうかという事で現在に至っております。以上です。

議長（田邊会長）

番号4の富益町について、担当委員さんから補足があればお願いします。

足立推進委員

4番の議案について補足いたします。現地調査は4月24日に田中農業委員、泉農業委員、足立推進委員で行いました。現地は市道上富益下彦名線と米川沿線道路の交差するJR弓ヶ浜駅から西へ約400メートルの位置にあります。周辺はJR境線から米川まで、富益地区基盤整備事業が進行中です。家の前の農地を耕作していましたが、この整備事業のため使えなくなったという事で、家の横も該当地であり、農地として取得したという事です。許可については問題ないと考えます。以上でございます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可と決定します。

続きまして、5ページ、議案第2号をお願いします。農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見具申について、下記申請について、農地法第5条第3項において準用する、第4条第3項の規定により意見を具申したいので審議を求めます。

それでは、6ページ、番号7の大篠津町について、審議いたします。担当委員さんから説明をお願いします。

本池推進委員

7番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅を計画したものです。4月27日に角農業委員、本池推進委員で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成計画はせず、整地のみを行います。擁壁等について、既存擁壁を利用します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、仮登記名義人の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地は譲渡人の農地のみです。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願

ます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号8の和田町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

米澤推進委員

8番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。先月この近辺で転用した場所の近くにあります。転用目的は、一般住宅を計画したものです。4月25日に井田農業委員、米澤推進委員で現地確認を行いました。被害防除計画ですが、造成計画はせず、整地のみを行います。擁壁等について、既存擁壁を利用します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。隣接農地はありません。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号9の夜見町について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

竹中農業委員

9番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。近くに夜見町の鉄鋼団地がありまして、比較的住宅が密集している中のぼつんと空いている農地の中にある所です。転用目的は、一般住宅を計画したものです。4月27日に竹中農業委員、西村推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、表土鋤取り後、12cm程度の盛土造成を行います。擁壁等について、コンクリートブロック高さ20cmを3段設置します。雨水の排水について、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、合併浄化槽から既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、7ページ、番号10と11の両三柳について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

大縄農業委員

10番と11番の案件について、同じ土地を2区画に分けての住宅の申請のため、まとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、10番、11番ともに一般住宅を計画したものです。5月2日に大縄農業委

員、山中推進委員で現地確認を行いました。2件の被害防除計画についてですが、造成計画は、12cmから86cmの盛土造成を行います。擁壁等について、隣地境界にL型擁壁高さ110cmから120cmを設置します。雨水の排水について、敷地内溜枳から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号12の上福原について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

船越農業委員

12番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。申請地は上福原地内の消防皆生出張所の西側に位置しています。転用目的は、子ども食堂を計画したものです。本申請にあたりましては、4月27日にブロック地区の船越農業委員、小西農業委員、大太農業委員、影嶋推進委員と事務局で現地確認を行いました。造成計画は、10cm程度の盛土造成を行います。擁壁等については、既存擁壁を利用します。雨水の排水について、地下浸透で特に問題ありません。汚水の排水について、公共下水道へ流す計画で特に問題ありません。地元実行組合の同意、米川土地改良区の意見書を確認しております。直接隣接農地には該当しませんが、南側用水路を挟んだ農地の耕作者がおりまして、この方の同意についても確認しております。農地区分について、3筆の内、1筆は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設

等がある農地で、第3種農地に該当します。残り2筆は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地に該当します。1種農地の場合であっても、総事業面積に占める1種農地の割合が3分の1以下となる場合は、主として1種以外の土地使用という許可根拠に該当します。転用について問題はないと思われますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

高橋農業委員

1種農地の割合が3分の1以下となる場合は、許可はいらぬという事ですか。

事務局（石田主任）

許可はありますけども、第1種農地は原則は転用出来ない場所ですけれど、例外規定の中の一つとして、総事業面積に占める1種農地の割合が3分の1以下となる場合は、許可見込み有りという規定がございますので、そちらに該当しているということです。

高橋農業委員

それは農地法で決まっているんですか。

事務局（石田主任）

はい、そうです。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

田中農業委員

今の回答だと、3分の1に故意にやるような事も考えられるんですか。

事務局（石田主任）

今回の案件につきましては、実際にこの面積が必要だとところで申請があったものですので、その様に認識しております。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

竹中農業委員

賛否についてはどうこう無いんですけども、一企業がこういう福祉的な事をやられるという事については頭が下がる思いで応援したいという気持ちはあるんですけども、場所を考えた時に、先程地図を見た時に皆生消防付近という事で、車が多く通る近辺の所に造られるというのは、子供の施設として非常に危険な場所にならないかなと危惧を一つ持っております。これは行政の方の協力も得ながら、子供

が安全な場所で子ども食堂をされるようなかたちで運営されるよう望みたいなと思いますので、要望としてそういうふうに要望していただければと思います。なお、小学校なり保育園なり、そういった所からかなり離れている所にあると思うので、場所的な事もネックになるのかなという気もするんで、その辺の所ももうちょっとなんとか融通が効くようなことがあれば一番子供にとっていいのかなと思いますので、要望としてあげさせていただきます。

船越農業委員

近隣に大きな団地がありまして、そこからずっと通学路になってまして、申請地の前を通っています。大きな団地は比較的若い方で共働きの方が多いという事で、そういった面では、地元としてはいいなと。きちんと継続してやってもらえればいいなというふうに思っている所です。以上です。

議長（田邊会長）

他にございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、8ページ、番号13と14の兼久について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

田子農業委員

13番と14番の案件について、同じ場所での申請のため、まとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、13番は一般住宅と進入路、14番は農家住宅と進入路を計画したものです。4月30日に田子農業委員、大塚推進委員で現地確認を行いました。

先に13番の被害防除計画についてですが、造成計画は、最高40cmの盛土造成を行います。擁壁等について、L型擁壁のある北側の宅地側に、コンクリートブロック高さ20cmを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。

次に14番の被害防除計画についてですが、造成計画は、47cm程度の盛土造成を行います。擁壁等について、L型擁壁高さ60～70cmを設置します。雨水の排水について、敷地内溜桝から農業用排水路へ流す計画で問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。隣接耕作者の同意、実行組合の同意、四ヶ村堰土地改良区の意見書を確認しております。農地区分は、住宅等が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしくお願ひします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、9ページ、番号15と16の八幡について一括して審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

生田農業委員

15番と16番の案件について、同じ場所での申請のため、まとめて説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、15番は一般住宅、16番は隣接地の既存の住宅への進入路の拡張を計画したものです。4月25日に生田農業委員が現地確認を行いました。

先に15番の被害防除計画についてですが、造成計画は、10cm程度の盛土造成を行います。擁壁等について、西側にコンクリートブロック高さ20cmを2段設置、東側と南側は既存の擁壁を利用します。雨水の排水について、敷地内溜桝から既設道路側溝へ流す計画で

問題ありません。汚水の排水について、農業集落排水へ流す計画で問題ありません。

続いて16番の被害防除計画についてですが、造成計画は、10cm程度の盛土造成を行います。擁壁等について、隣の15番の案件で設置されるコンクリートブロックを利用します。雨水の排水について、地下浸透、及び自然流下後、既設道路側溝へ流す計画で問題ありません。汚水の発生はありません。自治会の同意、抵当権者の同意を確認しております。隣接農地と土地改良区は該当ありません。農地区分は、水管、下水管、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域で500メートル以内に2以上の教育施設、公共施設等がある農地で、第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

田中農業委員

進入路はなぜ譲受人さんが別なんですか。

生田農業委員

隣がその畑なんですけども、その隣がスライドで家がありますけども、進入路が小さくて、ここに擁壁をされた場合に回り込みがなかなか難しくなるという事で、広くするようにお願いしたという事です。

田中農業委員

住宅地の方は借りるということですか。

事務局（石田主任）

こちらの住宅の進入路ではなくて、進入路の奥の家をお持ちの方16番の譲受人さんです。

田中農業委員

分かりました。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号17の尾高について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

中本農業委員

17番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、宅地の拡張を計画したものです。画面では分かりにくいと思いますが、申請面積がほんのわずか10平方メートルとなっております。これを乙型になっているという事で、これをまっすぐにして庭の一部として使いたいという事で、この度申請を出したという事でございます。4月25日に中本農業委員、尾坂推進委員、事務局で現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用します。擁壁として、ブロック壁高さ19cm×4段を設置します。雨水の排水は、地下浸透です。汚水の排水は、発生しません。申請地には、所有権移転請求権仮登記が

いておりますが、仮登記権利者の承諾を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区の該当ありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、10ページ、番号18の福万について審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

高橋農業委員

18番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、資材及び車両置場を計画したものです。4月19日に高橋農業委員、福島推進委員、事務局で現地確認を行いました。造成計画は、表土を10cm削り、その上に10cmの砕石を敷きます。擁壁として、防護柵高さ2.3mを設置します。雨水の排水は、地下浸透です。汚水の排水は、発生しません。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区の該当ありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われしますので、よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続きまして、番号19の淀江町中間から番号20の淀江町今津について、一括して、審議します。担当委員さんから説明をお願いします。

長澤推進委員

19番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、一般住宅（離れ）を計画したものです。5月8日に富田農業委員、長澤推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、切土30cm～50cmを行います。擁壁として、コンクリートブロック高さ20cm×2段～5段を設置します。雨水の排水は、溜桝から既設道路側溝へ流します。汚水の排水は、公共下水道へ流します。自治会長の同意を確認しています。隣接農地は譲渡人の農地のみです。土地改良区の該当はありません。農地区分は、宅地化の状況が住宅・公共施設が連たんしている区域に近接する区域内にある農地で、その規模が10ha未満の第2種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくをお願いします。

池口推進委員

20番の議案について説明します。詳細は議案および別紙のとおりです。場所については画面をご覧ください。転用目的は、申請地である農地の一部と隣接の宅地の一部を合わせて住宅敷地を計画したものです。5月7日に富田農業委員、池口推進委員で現地確認を行いました。造成計画は、現状のまま利用します。雨水の排水は、既設道路側溝へ流します。汚水の排水は、公共下水道へ流します。実行組合の同意を確認しています。隣接農地はありません。土地改良区の該当ありません。農地区分は、住宅用・公共施設等が連たんしている区域内にある農地で第3種農地に該当します。転用について問題はないと思われるので、よろしくをお願いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、許可申請は適当である旨の意見を付すこととします。

続いて、11ページ、議案第3号をお願いします。米子市農用地利用集積計画の決定について、米子市長が作成した、農用地利用集積計画（案）について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求めます。それでは、利用権設定各筆明細について14ページ番号5-1から15ページ番号5-10までを一括して審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

利用権設定各筆明細について説明いたします。議案の括弧書きは利用権設定の新規、再設定の別と耕作面積を記載しております。

14ページ番号5-1から番号5-2は、再設定です。

番号5-3は、新規設定です。

番号5-4は、再設定です。

15ページ番号5-5は、新規設定です。

番号5-6から番号5-8は、再設定です。

番号5-9は、新規設定です。

番号5-10は、再設定です。

以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

それでは、採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、18ページ所有権移転各筆明細について、番号5-1と5-2について一括して審議いたします。

事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

所有権移転各筆明細についてご説明いたします。番号5-1から番号5-2は、所有者の希望により耕作者が農地を買い受けるものです。以上、ご審議よろしく申し上げます。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問がございませんか。

そうしますと採決したいと思います。賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで、決定とします。

続きまして、20ページ、議案第4号をお願いします。農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画に係る意見照会に対する回答について、米子市長が作成した、農用地利用集積等促進計画(案)について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき意見を求めます。

それでは、21ページ番号1から28ページ番号44までを一括審議します。事務局から説明してください。

事務局（妹尾係長）

21ページ番号1から28ページ番号44は、近隣ほ場の耕作者であるため権利の設定をするものです。以上、ご審議よろしくお願
いします。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等ございませんか。

そうしますと採決したいと思います。

賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数ということで異議なしと認め、適当である旨回答します。

続いて報告事項に移ります。

事務局から報告してください。

事務局（古橋事務局長補佐）

報告いたします。

31ページの農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、3件を受理しています。

32ページから33ページの農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域の農地転用届出書の受理について、9件を受理して
います。

次に、34ページから35ページの農地法第18条第6項の規定による合意解約に係る通知書の受理について、4件を受理しています。

次に、36ページの非農地現況証明について、3件を証明しています。

次に、37ページから38ページの農地の転用事実に係る照会に対する回答について、2件を回答しています。

次に、39ページの農地転用現況確認書交付について、1件を交付しています。

次に、40ページから41ページの公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書について、2件報告を受けています。

報告は以上です。

議長（田邊会長）

ただ今の説明について、ご意見、ご質問等はありませんか。

本日、予定していました審議は以上のとおりですが、議題などの追加はありませんか。

高橋農業委員

第1種農地の転用の許可根拠に集落接続というのがありますが、以前聞きましたら、集落からの距離とか集落の戸数とか制限が無いということだったと思うんですけども、集落から300メートルとか500メートルの所に住宅を計画した場合、それは集落接続という事で該当するのでしょうか。

事務局（石田主任）

第1種農地の場合の集落接続という規定がございまして、以前は例えば100メートルとかあったそうですが、現在はございません。集落に接続しているかどうかについては、その都度許可権者に協議確認を取っております。少なくとも300メートルとか500メートル離れている分は認められないと思います。

高橋農業委員

そもそも集落接続というのは、例外根拠ができた趣旨というか理由はどういうことでできたんですか。私の理解では例えば集落から極めて近くに住宅を建設する場合に、集落の発展に資して、その周りの農業の振興に結果的に資するということと、すぐ近くであれば一団の農

地への影響が極めて軽微であるという所からきているというふうに理解してるんですけど、私の調べた範囲では、集落からの接続が一応概ね50メートル以内、住宅敷地からの距離が概ね100メートル以内が集落接続に該当する。300メートル、500メートルに至った場合には一団の農地が虫食い状態になってしまうので、それは出来ないと。あくまで第1種だから基本的には守っていかないといけない。例外的にそういう場合は別に許可してもいいよというふうになってるんですけども、そのあたりは農地法に書いてあると思うんですけども、調べてもらえませんか。

事務局（石田主任）

県の方から集落接続に関する取扱いに係る通知が出ておりますので、またお配りしたいと思います。最近県に問い合わせている感じだと、集落に隣接していないと集落接続としては認められないと回答を受けることが多いです。

高橋農業委員

距離というのが極めて集落接続の例外の根拠を使う場合に大きな要素になるわけですね。

事務局（石田主任）

今は何百メートルという規定はございませんので、それも併せて通知を配布させていただきます。

高橋農業委員

もう一点、第1種農地を集落接続で転用許可する場合に、いつも県の了解を得たからいいですよという説明をされるんですけども、ここで審議で説明する場合には、集落からの距離が例えば10メートルしかないので一団の第1種農地に対する影響が軽微であるとか、問題は

無いよとか、そういうふうな説明をすべきだと私は思うんですが、その辺りも併せて検討いただけませんかでしょうか。お願いします。

事務局（石田主任）

分かりました。

議長（田邊会長）

他にありませんか。

事務局から連絡事項をお願いします。

事務局（古橋事務局長補佐）

6月9日（金）13時30分から、市役所本庁舎401会議室におきまして、6月定例総会を開催予定としております。

次に、5月の農地相談は、23日の14時から夜見公民館、25日の14時から市役所4階402会議室で開催予定としております。

次に、5月分の活動実績報告書ですが、6月5日（月）までにご提出いただきますと助かります。

私からは以上です。報告用紙が足りないと思われる方は、出入口付近に用意してありますので、お持ち帰りください。

議長（田邊会長）

そういたしますと、これを持ちまして、第2回農業委員会総会を終了します。

閉　　会　　午後2時35分

以上会議の次第を記載し、その相違ない事を証するため署名押印する。

議長（田邊会長）

議事録署名委員

議事録署名委員